

最高人民法院による北京、上海、広州知識産権法院に おける案件管轄に関する規定

2014年11月3日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「最高人民法院による北京、上海、広州知識産権法院における案件管轄に関する規定」は
2014年10月27日に最高人民法院裁判委員会第1628回会議で可決、現在公布し、2014年
11月3日から執行する。

最高人民法院
2014年10月31日

法釈〔2014〕12号

最高人民法院による北京、上海、広州知識産権法院における案件管轄に関する規定
(2014年10月27日最高人民法院審判委員会第1628回会議において可決)

北京、上海、広州知識産権法院の案件管轄をさらに明確にするため、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和國行政訴訟法」、「全国人民代表大会常務委員会による北京、上海、広州における知識産権法院設立に関する決定」などの関連規定に基づき、本規定を制定する。

第1条 知識産権法院の管轄所在市轄区内において、以下を第一審案件とする。

- (1) 専利、植物新品種、集積回路の回路配置、技術秘密、コンピュータソフトウェアに関する民事及び行政案件；
- (2) 国務院部門又は県級以上の地方人民政府によりなされた著作権、商標、不正競争等に関わる行政行為に対して提起された訴訟に関する行政案件；
- (3) 馳名商標の認定に関わる民事事件

第2条 広州知識産権法院は、広東省内において、本規定第1条第1項及び第3項の規定に関する案件については、地域を跨いだ管轄を実施する。

第3条 北京市、上海市の各中級人民法院及び広州市中級人民法院は、知的財産に関する民事及び行政案件を受理しない。

広東省のその他の中級人民法院は、本規定第1条第1項及び第3項の規定に関する案件については受理しない。

北京市、上海市、広東省の各基層人民法院は本規定第1条第1項及び第3項の規定に関する案件を受理しない。

第4条 案件の対象が、本規定第1条第1項及び第3項に関する規定の内容を含んでいること、又はその他の内容を含んでいること場合、本規定第1条及び第2条の規定に基づき、

管轄を確定する。

第5条 以下の第一審行政案件は、北京知識産権法院の管轄となる。

(1) 国務院部門によりなされた専利、商標、植物新品種、集積回路の回路配置等、知的財産権の権利付与及び権利確定の裁定又は決定に対する不服；

(2) 国務院部門によりなされた専利、植物新品種、集積回路の回路配置の強制許可決定及び強制許可使用費又は報酬の裁決に対する不服；

(3) 国務院部門によりなされた知的財産権の権利付与及び権利確定に関するその他の行政行為に対する不服。

第6条 知識産権法院の所在市にある基層人民法院によりなされた第一審の著作権、商標、技術契約、不正競争等、知的財産権に関する民事及び行政判決、裁定に対して、当事者が提起した上訴案件は、知識産権法院により審理する。

第7条 知識産権法院によりなされた第一審の判決、裁定に対して、当事者が提起した上訴案件及び法に基づき一級上の法院に再審が申請される案件は、知識産権法院の所在地にある高級人民法院の知的財産審判廷により審理する。

第8条 知識産権法院が所在する省（直轄市）の基層人民法院が、知識産権法院の設置前に既に受理し、まだ結審していない、本規定第1条第1項及び第3項の規定に関する案件がある場合には、当該基層人民法院により継続して審理する。

広州市中級人民法院を除き、広東省のその他の中級人民法院が、広州知識産権法院の設置前に既に受理し、まだ結審していない、本規定第1条第1項及び第3項の規定に関する案件がある場合には、当該中級人民法院により継続して審理する。

出所：

2014年10月31日付け中国法院ネットを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.chinacourt.org/law/detail/2014/10/id/147980.shtml>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。